

県 土 第 0 3 - 1 8 9 号
平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日

各発注機関の長 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

現場代理人の取り扱いについて (通知)

建設工事請負契約書の条項第 1 0 条第 2 項に規定する現場代理人の取り扱いについて下記のとおり定めたので通知します。

なお、この通知に伴い平成 2 3 年 3 月 2 4 日付け県土第 0 3 - 2 4 0 号「現場代理人の常駐緩和について」は廃止します。

記

1 契約時等における現場代理人確認の取り扱い

(1) 契約時の提出書類

- ア 現場代理人等選任 (変更) 通知書 (三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱第 1 1 号様式)
- イ 契約時における現場代理人チェックリスト (別記様式 1) 及び添付書類
- ウ 現場代理人の直接的な雇用が確認できる書類

(2) 契約時の内容確認

受注者から提出された書類及びコリンズ等により別記様式 1 の記載内容の確認を行うこと。

- ア コリンズにより手持ち工事の状況を確認
- イ グループウェアに掲載する名簿等により建設業法上の営業所の専任技術者となっていないかを確認
- ウ 添付書類により直接的な雇用の有無を確認

現場代理人は、建設工事請負契約書の条項により、契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる (一部除外あり) とされていることから、その権限を行使する地位にあることの根拠の一つとして、「直接雇用されている者である」ことを確認する。

なお、雇用確認の方法は、平成 1 9 年 5 月 1 1 日付け県土第 0 3 - 3 9 号「現場配置技術者の 3 ヶ月以上の雇用確認について」の確認方法に準じる。

(3) 契約時以降、現場代理人を変更する際の提出書類及び内容の確認は、契約時と同様に扱う。

2 建設工事請負契約書の条項第 1 0 条第 3 項について次のいずれかに該当する場合には、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 建設工事請負契約書の条項第 2 0 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) (1) ~ (3) に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

3 2 (3) の期間において、次の (1) から (3) までをいずれも満たす場合は、他の工事の現場代理人との兼任を認めることができる。

この場合においては、1 (1) に定める契約時の提出書類に加えて現場代理人兼任届 (工場製作

期間用) (別記様式2) を提出させ、次の(1) から(3) までをいずれも満たしていることを確認すること。

- (1) 兼任する工事は、いずれも工場製作のみが行われている期間であること。
- (2) 兼任する工事は、いずれも現場代理人の常駐を要しないとする期間について打合わせ簿などの書面により明確にされていること。
- (3) 兼任する現場代理人は、発注機関又は監督員から常に携帯電話等で連絡をとれる状態であること。

4 次の(1) から(4) までをいずれも満たす場合は、他の工事の現場代理人との兼任を認めることができる。

この場合においては、1 (1) に定める契約時の提出書類に加えて現場代理人兼任届(別記様式3) を提出させ、次の(1) から(4) までをいずれも満たしていることを確認すること。

なお、兼任可能な工事の数は、2件までとする。

- (1) 兼任する工事の契約金額は、いずれも3, 500万円未満(建築工事にあつては7, 000万円未満) であること。
- (2) 兼任する工事の施工箇所は、いずれも同一建設事務所の所管区域内であること。
- (3) 兼任する工事は、いずれも三重県発注工事であること。ただし、国又は市町等の工事において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 兼任する現場代理人は、発注機関又は監督員から常に携帯電話等で連絡をとれる状態であり、発注機関又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

5 適用

平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間に契約締結する案件に適用するものとする。

なお、適用日以前に契約締結した工事についても、受発注者協議のうえ適用できることとする。

事務担当: 県土整備部 建設業課 入札制度班
電 話 : 059-224-2723

(参考)

○三重県行政機関設置条例（平成17年三重県条例第94号）※関係部分抜粋

第13条

2 建設事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
三重県桑名建設事務所	桑名市	桑名市、いなべ市、桑名郡及び員弁郡
三重県四日市建設事務所	四日市市	四日市市及び三重郡
三重県鈴鹿建設事務所	鈴鹿市	鈴鹿市及び亀山市
三重県津建設事務所	津市	津市
三重県松阪建設事務所	松阪市	松阪市及び多気郡
三重県伊勢建設事務所	伊勢市	伊勢市及び度会郡
三重県志摩建設事務所	志摩市	鳥羽市及び志摩市
三重県伊賀建設事務所	伊賀市	名張市及び伊賀市
三重県尾鷲建設事務所	尾鷲市	尾鷲市及び北牟婁郡
三重県熊野建設事務所	熊野市	熊野市及び南牟婁郡